



施設基準に関する院内掲示

瀬戸とりい歯科・矯正歯科

令和7年12月現在

当院は、厚生労働省の定める以下の施設基準を満たし、所定の届出を行ったうえで診療を行っております。

【届出済み施設基準】

- ・初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・歯科外来診療感染対策加算1
- ・歯科治療時医療管理料
- ・手術用顕微鏡加算
- ・歯科技工士連携加算2
- ・光学印象
- ・CAD / CAM冠およびCAD / CAMインレー
- ・歯根端切除手術
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料

【明細書の発行について】

当院では、医療の透明性向上のため、明細書を無償で発行しております。

【個人情報の取り扱いについて】

患者さまの個人情報は、個人情報保護法および関係法令を遵守し、適切に管理いたします。